

危険ドラッグの根絶に向けた対策強化を求める意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売されている薬物（いわゆる「危険ドラッグ」）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。

特に、その使用によって幻覚や異常な興奮状態におちいった結果、重大な交通事故や犯罪を引き起こしてしまう事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれるなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正して昨年３月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年４月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

よって、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けて下記事項を講じるよう強く求める。

記

- 1、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する取り締まりを強化すること
- 2、鑑定時間を短縮するための技術研究の推進及び指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること
- 3、薬物乱用や再使用防止のために「危険ドラッグ」の危険性についての周知や薬物教育の徹底、相談治療体制の強化を図ること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１０月２日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣
文部科学大臣